



緑あふれる快適なまちづくりをめざして

生垣を設置する方に、補助金を交付しています

村では、緑化の推進や生物多様性の保全のために緑化推進事業の一環として、新たに生垣を設置する場合や既存のブロック塀等を撤去して生垣を設置する場合を対象に、補助金を交付しています。

生垣は、身近な自然と四季折々の変化を感じさせ、まちなかの美しい景観を生み出します。また強風や排気ガスなどから家や庭を守り、防災にも役立ちます。皆さんも緑豊かな庭づくりの一環として、生垣を設置してみませんか？

生垣設置補助制度について

対象▼▽村内に所在する住居や事務所等に、新たに生垣を設置する、または既存のブロック塀等を撤去して生垣を設置する▽生垣を設置する場所が、公衆用道路または個人の敷地に面し、延長が2メートル以上▽樹木の高さが0.9メートル以上で、延長1メートル当たり2本以上を植える▽10年以上保全する(10年後に調査を実施)——を満たす方

補助額▼

	新たに生垣を設置する場合	既存のブロック塀等を撤去して設置する場合
補助金額	3,000円/メートル	6,000円/メートル
限度額	5万円	10万円

※一戸建て住宅の敷地に設置する場合は限度額なし、個人の敷地に面する場合で双方が申請した場合の補助金額は半額となります。

申請方法▼事前に環境政策課にご相談の上▽「東海村生垣設置補助金交付申請書」(環境政策課備え付け)▽位置図▽生垣の植栽計画図▽土地所有者の承諾書(借地の場合のみ)——を提出してください。※申請前に着工した場合は、補助金を交付できません。

生垣にはこんな良いところが！



- 美しい景観を生み出します。
- 強風から家や庭を守ってくれます。
- 周囲の騒音を吸収し、和らげてくれます。
- 通行人や車からの視線を程よく遮り、庭で人目を気にせずにくつろげます。
- 生き物が生息できる環境を整えることにつながります。
- 災害時には、倒壊の心配もありません。
- 季節ごとに花や紅葉を楽しむことができます。



こんな取り組みも！

緑化木(記念樹)を配布しています

対象▼村内に一戸建て住宅を新築した方または婚姻届・出生届を出した方

配布樹種▼指定された樹種から1本

その他▼緑化活動団体等への緑化木配布(1団体当たり3万円以内で樹種・本数を決定)も行っています。

申請方法▼家屋調査(新築)や、婚姻届・出生届を提出する際に窓口で配布される申請書に必要事項を記入の上、申し込みください。



【申し込み・問い合わせ】環境政策課環境計画・緑化推進担当(役場行政棟4階 ☎282-1711 内線1454)